

平成 29 年度(第 12 回)施設園芸技術指導士補資格試験実施要領

平成 28 年 12 月 13 日

施設園芸技術者研修及び
資格認定委員会

1. 試験目的

施設園芸技術指導士補（以下、指導士補という。）にふさわしい知識・技術の習得がなされているかを審査する。

2. 試験方法

試験は、事前提出レポートと筆記試験の二つとする。筆記試験は施設園芸技術中級講座（以下、中級講座という。）の最終日に実施し、参考書の持込は可とする。

事前提出レポート及び筆記試験の出題範囲は施設園芸技術中級講座（以下、中級講座という。）の講義内容及び「施設園芸・植物工場ハンドブック」、「園芸用被覆資材」、「園芸用施設安全構造基準」、「養液栽培のすべて」の記載内容からとする。

3. 実施時期 平成 29 年 9 月 1 日（金）

4. 筆記試験場所

千葉県柏市柏の葉 6-2-1

千葉大学柏の葉キャンパス千葉大学環境健康フィールド科学センター内
植物工場研修棟A棟 1 階研修室

5. 受験資格

試験実施年度の中級講座受講者とする（中級講座の一環として実施）。

6. 受験申込み

中級講座の受講申込書をもって受験申込書とする。

7. 受験料

中級講座の受講料に含む。

8. 事前提出レポート

①受講者に開講前(3週間程度)にテーマを提示する。

②受講者は、提示されたテーマの中から 3 テーマを選択し、レポートを中級講座初日に提出する。

9. 事前提出レポートと筆記試験の採点

中級講座の講師等により採点を行う。

10. 資格授与の可否

事前提出レポート及び筆記試験の結果を踏まえ、資格認定委員会で資格授与の可否を決定する。資格授与者に対しては資格認定証及び資格登録証を交付する。

11. 資格登録料 20,000 円

12. 資格有効期間

資格の有効期間は 5 年間とする。ただし、一定の条件を満たした場合は更新できるものとする。